主 文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

事

実

控訴代理人は「原判決を取消す。被控訴人の請求を棄却する。訴訟費用は第一、 二審共被控訴人の負担とする。」旨の判決を求め、被控訴代理人は主文と同旨の判 決を求めた。

当事者双方の主張並に証拠の提出、援用、認否は被控訴代理人において「控訴会社の営業目的が控訴人の主張するとおりであることはこれを認めるが、その余の抗弁事実は争う。」と述べた外は原判決事実摘示と同一であるから、ここにこれを引用する。

理 由

当裁判所の認定並に判断は、左記のとおり補足する外は、原判決理由と同一であるから、ここにこれを引用する。

よつて被控訴人の本訴請求を認容した原判決は正当であるから、本件控訴はこれ を棄却すべく、民訴法第三八四条、第九五条、第八九条を適用して主文のとおり判 決する。

(裁判長裁判官 田中正雄 裁判官 沢井種雄 裁判官 河野春吉)